

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社オーエンス（以下「甲」という。）と株式会社オーエンス労働者代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。
2. 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
 3. 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第 3 条 対象労働者の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表 1 のとおりとする。
- （1）比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の職種は、令和 2 年 10 月 20 日職発 1020 第 3 号「令和 3 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」等について（以下「通達」という。）に定める「令和元年職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」の中分類の職種とする。
 - （2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第 6 条のとおりとする。
 - （3）地域調整については、石川県の就業地で派遣就業を行うことから、通達別添 3 に定める「都道府県別」の石川の指数を用いるものとする。

- 第 4 条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。

- （1）別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- （2）別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な

賃金の額との対応関係は次のとおりとする。

A ランク：2年

B ランク：1年

C ランク：0年

2. 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇給は勤務成績等を勘案しその能力に応じて決定するものとする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合は、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜、休日労働手当は、派遣従業員・準社員就業規則の割増賃金条項に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる）1kmあたり10円を支給する。

2. 片道2km未満であれば、支給しない。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3の通りとする。

- (1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：3年

通達に定める「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の「退職一時金受給の為の最低勤続年数」において、最も回答割合が高かったもの（自己都合・会社都合退社のいずれも3年）

- (2) 退職時の勤続年数ごとの支給月数：3年、5年、10年、15年、20年、25年以上

「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の高校卒（自己都合・会社都合）の調査産業計のモデル賃金に同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3の通りとする。但し、退職金手当制度を開始した令和2年4月以前の勤続年数の取扱いについては、支給しないものとする。

- (1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年以下であること

- (2) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(賃金の決定あたっての評価)

第9条 基本給の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は就業規則に定める方法を準用し、その評価に基づき、第4条第2項の昇給範囲を決定する。

(2) 賞与の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は就業規則に定める方法を準用し、その評価の結果に基づき決定する。

尚、別表2で掲載した基本給与及び賞与額の合計額(時給換算)にて決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、就業規則の規程を準用する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリアアップ計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和3年3月16日

株式会社オーエンス

代表取締役

北島 勇



株式会社オーエンス

労働者代表

柴田 憂紀

